

特定事業所集中減算について～よくある質問～

Q 1 : 様式 1 及び様式 2 は、どのように作成すればよいのですか。

A 1 : 給付管理を行った利用者について、「訪問介護」、「通所介護・地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」のサービスごとに作成してください。

Q 2 : 認知症対応型通所介護や夜間対応型訪問介護など、地域密着型サービスは対象となりますか。

A 2 : 対象となりません。ただし、地域密着型通所介護は対象となります。また、介護予防サービスについては対象となりません。

Q 3 : 通所介護と地域密着型通所介護は併せて割合を計算すればよいですか。

A 3 : 御質問の通りです。通所介護及び地域密着型通所介護のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス数を算出し、割合を計算します。

Q 4 : 判定した結果が、80%を超えている場合でも、正当な理由に該当していれば様式を提出しなくても構いませんか。

A 4 : 正当な理由の有無に関わらず、80%を超えている場合は、必ず提出してください。

Q 5 : 「80%を超える」とは、具体的にどういうことですか。

A 5 : 小数点以下を切り上げとします。

【例】79.99% ⇒ 80% …80%を超えない

80.04% ⇒ 81% …80%を超える

80.05% ⇒ 81% …80%を超える

Q 6 : 「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて」の、別紙にある「日常生活圏域」とは何ですか。

A 6 : 高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、「その住民が日常生活を営んでいる地域」を地理的条件、人口、交通事情、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を勘案して設定するものです。詳細は、別添の「高松市の日常生活圏域について」をご覧ください。

圏域内の事業所数により、正当な理由と認められる場合がありますので、様式 1 の「日常生活圏域」の欄に必ず記入してください。